

■令和5年度執行目標（達成状況） 健康福祉部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	達成状況	主な成果・課題・今後の方向性等	項目 (単位)	根拠計画等	R5年度 実績値	R5年度 目標値
健康福祉部	社会福祉課	1	児童発達支援センターの設置	令和6年4月の児童発達支援センターの開設に向けた諸準備（既存の相楽療育教室の施設改修工事実施、センター化に伴う条例改正、児童福祉法に基づく施設設置届など）を行い、新たなサービスとなる相談支援および保育所等訪問支援の提供体制を構築する。	概ね達成	令和6年4月の児童発達支援センター開設に向けて必要となる施設改修・条例制定・各種申請・届出について、計画どおり取り組むことができた。また、新たに開始するサービス（相談支援、保育所等訪問支援）の提供体制を確保するために、ハローワークなども活用し、必要な人材の確保を行った。加えて、利用者に親しまれる施設となるよう、愛称を広く募集し、“ひまわり”と定めた。今後、児童発達支援センターに求められる具体のサービスの実施・充実に向けて取組みを進めることとする。		第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児福祉計画		
健康福祉部	社会福祉課	2	第4次地域福祉計画の策定	令和5年度から2カ年をかけて、今後5年間の福祉行政推進の指針となる「第4次地域福祉計画」を策定する。今年度は、プロポーザル方式による業者選定、住民意識調査アンケートの実施及び結果集計を行う。	概ね達成	地域福祉計画策定委員会の委員のうち2名を公募により選定することとしたため、第1回策定委員会の開催時期が12月末になり、アンケート開始が1月となってしまったものの回収、集計、分析について、計画どおり進捗した。また回収率（34.2%）は目標値には届かなかったものの、回答者の利便性を鑑みウェブによる回答もできるようにしたため、前回の回収率（29.6%）を大幅に上回った。令和6年度には、このアンケートの分析結果と今後実施する地域・各種団体との懇談会等による意見等を踏まえて、計画を検討し、年度内の策定を目指す。	市民アンケートの回収率（%）	社会福祉法第107条	34.2	35.0
健康福祉部	くらしサポート課	1	木津川市重層的支援体制の整備	地域福祉計画における「地域共生社会の実現」は、社会福祉制度における国の重点施策としてSDGsに掲げられる「誰ひとり取り残さない」という理念に合致し、自治体に求められる「複合的で複層的な課題を抱える世帯や市民に対する相談支援体制の構築」はその最たる手段である。このため、広く市民が抱える複合的な課題を組織をあげてくみ取り、市民や地域との協働によって支援する体制の整備を進める。	概ね達成	当初、健康福祉部内各課連携による断らない相談体制の確立に向け体制整備を進めてきた中で、重層的支援体制の確立には、部を超えた庁内連携や関係支援機関との連携強化、業務担当課の明確化が必要との判断に至る。令和6年度より社会福祉課内に重層的支援体制の担当室を設置する事となった。				
健康福祉部	くらしサポート課	2	被保護世帯の健康管理支援事業	当市の生活保護受給者のレセプトや、ケースワーカーの訪問に保健師が同行し健康確認をするなど、保護受給者の傷病の傾向を可視化し、保健指導や健康相談を行うと共に、市の「生きいき健康診査」への受診に繋げ受給者の健康管理と医療扶助費の抑制につなげる。	概ね達成	レセプトや健診結果から傷病傾向を把握、保健師同行訪問により保健指導・受診勧奨を実施。また、主治医との連携により適正処方・適正受診について指導することにより医療扶助費の適正支出に努めた。生きいき健康診査受診率は、目標達成には至っていないが、引き続き受診を促すよう努めていく。	生きいき健康診査受診率（%）		7.5	15
健康福祉部	くらしサポート課	3	生活保護費返還金等徴収体制の強化	生活保護法第63条並びに78条による返還金等の徴収について、分割納付などの柔軟な対応を継続すると共に、返納不履行などの一部の悪質な滞納者に対しては、告訴も踏まえた強固な対応を行う。	概ね達成	受給者の年金受給額変更時期（65歳到達など）の把握や収入申告指導により、返還金発生への抑止に務めたと共に、返還金の納付指導や分割納付対応など柔軟な対応実施。また、悪質な滞納者に対しては訴訟の提起（告訴）を実施した。				
健康福祉部	高齢介護課	1	第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画策定	令和4年度に実施した高齢者実態調査等の結果を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各種福祉サービスの検証及びサービス見込量等の推計を行い、第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画を策定する。	概ね達成	計画等策定委員会において、高齢者実態調査の課題分析、今期取組の評価を行い、次期取組内容を検討、また高齢化による要介護（支援）認定者の増加に伴う介護サービス給付の増加を見込み、次期介護保険料を決定した。保険料段階は、国標準に併せ、基金投入により基準額を据え置いた。今後も介護保険事業の円滑な実施が確保されるよう、高齢者がピークを迎える2040年を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。		老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条		
健康福祉部	健康推進課	1	こども家庭センターの設置	母子保健法及び児童福祉法の改正を踏まえて、子育て世代包括支援センター（宝箱）の機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月を目途に設置する。	概ね達成	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、及び全てのこどもと家庭に対して、虐待予防の対応から個々の家庭に応じた継続的な支援まで切れ目なく対応し、ソーシャルワーク及び中心的な役割を担うこども家庭センターについて令和6年4月1日設置に向けて準備を進めた。今後更なる支援の充実を行う。	設置の有無（%）	母子保健法、児童福祉法	100	80